

令和4年9月 第9回定例会 一般質問

【1回目登壇】

皆様、こんにちは。

日本維新の会の松岡洋司でございます。

まず初めに、第9回定例会の場で、質問する機会を与えていただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

お疲れの事とは思いますが、先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間、ご<sup>せいちょう</sup>静聴を宜しくお願い申し上げます。

質問の前<sup>いちごん</sup>に一言述べさせていただきます。

光本議員におきましては、政務活動費の複数回にわたる不適切な入出金、議員辞職勧告決議案の全会一致での可決、議会事務局から刑事告発されるなど、異常な状況におかれている中、市民の皆様、尼崎市議会に対して、説明責任を果たさないまま、議員としての権利だけを主張し、本日の一般質問で登壇したことは、非常に残念です。権利だけを主張する前に、一日も早く、自<sup>みづか</sup>らの言葉で説明責任を果たして

令和4年9月 第9回定例会 一般質問

ください。

それでは質問に入らせていただきます。

まず初めに

1. 第7回定例会一般質問の際にも質問させていただきましたが、再度民生委員の推薦について質問いたします。

7月に大庄地区民生委員推薦会が開催された際、各連協から推薦されてきた民生委員の候補者の中に、奥様が民生主任児童委員を再任、旦那様が民生児童委員に新任で、推薦されてきました。推薦会では何の問題もなく、意義もなく市推薦会に上げられました。

しかし、先日その奥様から、旦那様の推薦が取り消され、その地域の現任の方が再任で推薦されたと言いました。理由は「夫婦間での守秘義務が守れるのかという懸念があると」という理由だそうです。

令和4年9月 第9回定例会 一般質問

そこで質問です。

1-① 民生児童委員の推薦規定に、夫婦で民生児童委員と主任児童委員は出来ないとありましたか？もしあるなら、推薦会のミスですが、いかがでしょうか？

第7回定例会一般質問で、地域での民生児童委員の推薦についての負担について質問した際、答弁で

「地域に根差した様々な活動を行い、地域の実情をもっともよくご存じである社会福祉連絡協議会の皆様方が中心となってお検討いただくことが大切だと考えております。大変ご負担をおかけしていることは承知しておりますが、引き続きご協力をお願いしたいと考えております」と、されておりました。

令和4年9月 第9回定例会 一般質問

そこで質問です。

1-② 答弁の通り大変ご苦勞をおかけして推薦して頂いた方を断るとするのは、単協の会長に大変失礼な事だと思いますが、今回の事例に関して、どのようにお考えですか？

今回なぜこのような事になったのか私も確認しましたが、言い分がバラバラで結果よくわかりませんでした。

そこで質問です。

1-③ 今回の事例は、誰がどのような理由で判断されたのでしょうか。また、どの様な理由にせよ、単協会長、連協会長が推薦してきた候補者を断るという事があるのであれば、社会福祉連絡協議会に推薦依頼をするべきではないと思いますがいかがでしょうか？

令和4年9月 第9回定例会 一般質問

次に

2. 動物愛護について質問いたします。

先日、地域の方から野良猫の捕獲をしますとご連絡を頂き、初めて捕獲作業の現場に伺い、18時から21時までの3時間、最後まで見学させて頂きました。

その方は、令和3年4月1日に改正された、尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱に基づき、個人申請をし、助成を受ける予定で活動していました。しかしその要綱では個人申請の場合、不妊手術の費用は助成されるが、送迎費用等は助成されません。その費用の助成を受けるには、団体申請をし、活動しなければなりません。「団体」とは、尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱第3条三項に、地域自治組織（町内会、婦人会、防犯協会、管理組合）と定義されているため、その方は当該地域の町会長に団体申請をお願いしたそうですが、断られたそうです。

令和4年9月 第9回定例会 一般質問

そこで質問です。

2-① 尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱が令和3年4月1日に改正されてから、団体申請は何件ありましたか？

TNR活動を、地域自治組織の代表が、旗振り役となっていく場合は、何も問題ないとは思いますが、地域の個人が、旗振り役となり行われる場合は、今回のように地域自治組織に断られるというケースがあるのではないかと思います。

そこで質問です。

2-② TNR活動を活発に行うには、尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱第3条三項の団体の定義に「地域の有志によるグループ」も入れて頂きたいと思いますがいかかでしょうか？

令和4年9月 第9回定例会 一般質問

次に

3. 令和3年12月第4回定例会一般質問でセットバック後の土地について質問いたしましたが、今回は、セットバックした後の側溝について、実際の事例をもとに質問いたします。

資料1の写真をご覧ください。これはセットバックした後、側溝を元の位置に残したままになっている道路の写真です。元々側溝の<sup>きわ</sup>際まで建物があり、解体後、倉庫に作り替え、建築基準法の通りにセットバックしたのですが、側溝は新しい倉庫の<sup>きわ</sup>際に下げずに残されたままになりました。結果道幅は広くなったのですが、側溝が道の真ん中に残された状態になりました。当時、資料1-2の写真の左右両側から自転車等が曲がってきた<sup>さい</sup>際に、<sup>みぞ</sup>溝にはまりそうで危険だと、相談が多く寄せられました。

尼崎市に、溝にグレーチングで蓋をしてほしいと相談をしましたが、道路維持課からは、セットバック

## 令和4年9月 第9回定例会 一般質問

した土地が私有地で、溝自体も私有地であることから、尼崎市としては対応できないという返事でした。その後、職員の方が土地所有者にグレーチングで蓋をしてほしいとお願いしてくれましたが、所有者からはセットバックまでしているのに、そこまで出来ませんという返事があったと聞きました。しばらくの間写真の状況のままでしたが、現在はグレーチングで蓋がされていて、土地所有者の方が施工してくれたと聞いています。

次に資料2の写真をご覧ください。これはセットバックした後、側溝も新しい建物の<sup>きわ</sup>際まで下げた状態の写真です。元々隣の側溝に続いて側溝もあったのですが、業者が建売で新築物件を建築した<sup>さい</sup>際、建築基準法の通りセットバックし側溝も下げたのですが問題は、今回新築された建物の手前の複数の建物が、資料2-1の写真の上の、白い部分にあった集水柵を利用しており、今回セットバックにより側溝も下げられてしまい、隣までの側溝が、<sup>せ</sup>堰き止められた状



令和4年9月 第9回定例会 一般質問

態になり、雨天時、側溝の排水が出来なくなり、  
雨水が<sup>あまみず</sup>溢れてくる状態になりました。この事例について、私有地の中の問題で、本市として対応できないという回答でした。その後、建築指導課が建設会社と話をし、現在は隣の側溝から集水枳迄、細いパイプを通し、排水できる状態になっています。

そこで質問です。

3-① 今回紹介した事例は、セットバックによる<sup>へいがい</sup>弊害の対照的な事例ですが、本市で過去にこのような事例はありましたか。ありましたら何件くらいありましたか？

今回の2例の対処方法について、本市としては、両事例とも、土地所有者にお願いしかできないようでした。

令和4年9月 第9回定例会 一般質問

そこで質問です。

3-② 今回の2例で土地所有者の方に対応を拒否された場合、2例とも市民生活に直結する問題でしたが、その場合、本市としては放置する事になっていたのでしょうか？

ご紹介したセットバックの2例について、建築基準法上、セットバックによる道幅の確保は必要ですが、それによる問題点・課題点・市民の方の不満が、様々あることを知りました。

令和4年9月 第9回定例会 一般質問

そこで質問です。

3-③ 今回の2例は、セットバック時の側溝の取り扱いについて、ルールがないため、起こったのではないかと思いますが、今後同じような事例が起こらないためにも、セットバック時の側溝について、ルールを決める必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか？

次に

4. 地域における高齢者に関する事業について質問いたします。

平成22年から始まった高齢者等見守り安心事業ですが、市内在住の65歳以上の一人暮らし世帯、65歳以上の方のみの世帯が、見守り対象者名簿に掲載され、そのうち見守りを希望された方を、各見守り安心委員会の推進員・協力員の方が見守るという活動です。

令和4年9月 第9回定例会 一般質問

実質、見守り安心委員会は連協が組織しています。

そこで質問です。

4-① 対象者名簿には町会加入者以外の方も掲載されていますが、町会及び連協は、町会加入者による任意団体です。加入者以外の方が見守りを希望された場合の町会長の立場について理解されたいので連協に事業を依頼したのでしょうか？また、現在、見守り推進員、協力員の高齢化が進み、自分より年下の方を見守るという現象が起きており、「限界や」という声も出始めていますが、今後の高齢者等見守り安心事業の展開についてどのように考えていますか？

同じく平成22年度から始まった、地域高齢者福祉活

令和4年9月 第9回定例会 一般質問

動推進事業、通称、高齢者いきいき事業ですが、当初、各連協に在住の65歳以上の方を、算定基準人数として、1人当たり約636円で補助金額が決められたそうです。資料3をご覧ください。令和4年度の大庄地区の補助金交付一覧です。赤で囲まれた部分が各連協の、算定基準人数です。この数字は平成22年度の事業開始当時の数字のまま、10年以上同じ数字で補助金が交付されています。

そこで質問です。

4-② なぜ10年以上算定基準人数の更新がされていないのでしょうか？また平成23年度以降の交付金額が算定された根拠は何でしょうか？

最後に

令和4年9月 第9回定例会 一般質問

5. 地域の役員について質問いたします。

これまで質問いたしました4つの項目は、基本、町会長が対応するような事例で、地域の問題・課題等の対応、補助金等による事業、見守りの様な福祉活動など、活動は多岐にわたり、町会長は日々大変な活動をしています。地域での担い手不足が課題としてある中、本市としても対策を考えてきたとは思いますが、改善されていません。それどころか、最初に質問した民生児童委員のように、せっかく引き受けてくれた方を断り、担い手をつぶしてしまう事もあります。

そこで質問です。

令和4年9月 第9回定例会 一般質問

5－① 本市でも消防団やスポーツ推進委員、民生児童委員のように、報酬や実費弁償金が出る活動がありますが、一番大変であろう町会長についても、任意団体の長ではありますが、本市への貢献度を考慮して、報酬を含めた処遇について、検討して頂きたいと思いますが、いかがでしょうか？

今後検討しないのであれば、町会長の負担を減らす事を考えて頂きたいと思いますが、いかがですか？

これですべての質問を終わります。

ご答弁、よろしくお願いいたします。